

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第1節 在宅高齢者・家族介護者の支援の充実

1-1 在宅福祉サービスの充実

No.3 取組名：あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：51 9期計画P.110

取組概要
在宅の70歳以上の高齢者に対して、あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅうの施術を受ける際、その費用の一部を助成しています。助成券は市に協力を申出している施術所で利用できます。あん摩、マッサージ等の施術費を助成することにより、高齢者の健康維持に寄与します。 今後も継続した広報活動を行っていくほか、施術所と協力し、市民が助成券を使用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
あん摩・マッサージ・指圧・はり及びきゅう施術費助成券交付者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	1,620	1,944	120%	1,750	1,861	106%	1,890	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	多くの方にあん摩・マッサージ・はり及びきゅうの施術費の助成券を交付することにより、高齢者の健康維持に寄与することができた。 取扱事業所数が58か所あり、利用者が身近な場所で施術を受けられる環境整備に寄与することができた。

取組の課題
多くの方に助成券の交付が行えている一方で、利用者数は約36%、利用枚数は27%に留まっているため、利用状況の向上が必要である。

今後の方針
事業の周知を行うなかで、事業内容や助成券の使い方についての説明を具体的に行い、助成券を実際に利用していただけるように取り組んでいく。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第1節 在宅高齢者・家族介護者の支援の充実

1-2 家族介護者の支援

No.1 取組名：在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：52 9期計画P.110

取組概要
日常生活上、紙おむつ等を使用している在宅の高齢者が、紙おむつと尿取りパッドを購入する際の費用の一部を助成します。 助成券は、市に協力を申出している紙おむつ取扱店で利用できます。 紙おむつを必要としている高齢者及び要介護者を抱える家族の負担軽減を図ります。 対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
在宅要介護高齢者等紙おむつ購入費助成券交付者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	2,020	2,010	100%	2,020	1,928	95%	2,020	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	65歳以上で要介護1～5の認定を受けている市民税非課税の方を対象に、紙おむつ等を購入する費用の一部を助成した。紙おむつ等を必要とする高齢者及びその家族の経済的な負担を軽減できた。取扱協力事業者は市内外67か所で、地域の身近な場所で利用しやすい環境にある。

取組の課題
介護保険事業計画において、国の地域支援事業における任意事業であり、市の一般財源による支出は総額の約2割だが、第10期(R9-R11)以降は任意事業から外れる予定で、事業の見直しが求められている。

今後の方針
この事業に対する高い需要があるため、財源確保を含め運用について検討していく。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.2	取組名：介護教室	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：53

9期計画P110

取組概要
①家族介護のための講座介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施します。 ① 若年層（小学生）向け講座加齢に伴う心身の変化や認知症を理解し、思いやりの育成や認知症対応力の向上を目指す講座を実施します。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
介護教室延べ利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	100	156	156%	100	172	172%	100	－	－

評価	取組状況及び評価の根拠
A	両教室を通して、若い世代に対して介護及び介護予防に関する知識及び技術について普及啓発することができた。 アンケート結果から、教室の満足度は高く、教室前後での意識変容も見られたことから、質の高い教室を実施できた。また介護教室について、教室を前半と後半に分けて周知・実施したことで、参加率が上がった。

取組の課題
より多くの幅広い世代に対して、介護及び介護予防に関する知識と技術を普及啓発するための周知を行う必要がある。

今後の方針
子ども向けの教室は、ちびっこ博士への参画を通して参加者増加を目指す。 アンケート結果から、参加者のニーズが多様化しているため、内容や開催時間等の検討を行う。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.3	取組名：総合相談支援事業（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：54

9期計画P.111

取組概要
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの更なる対応力向上、関係部署や他機関との連携を強化し、適切な支援を行っています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	様々な相談に対して、相談の内容や相談者の状況等に応じて、各種制度等の情報提供や利用支援を行うとともに継続した支援が必要なケースについては、訪問等をおして生活状況をより詳細に把握し関係機関と連携して適切な支援を実施した。

取組の課題
複合化・複雑化した課題を抱えたケースにも適切に対応できるよう、継続して地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る必要があるとともに関係機関と更なる連携の強化が必要である。

今後の方針
様々な相談に対し、適切かつ迅速に対応できるよう、関係機関との連携強化と地域包括支援センター職員の相談援助技術の向上を図る。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.4	取組名：認知症高齢者等保護支援事業（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：55

9期計画P.111

取組概要
認知症により行方不明のおそれのある高齢者を介護している家族に対して、認知症の高齢者が身につける位置情報端末機の貸与を行い、行方不明時に家族がインターネットや電話で位置情報等を確認できるシステムを提供することで、高齢者の保護を支援しています。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
認知症高齢者等保護支援事業 利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	15	11	73%	15	—	—	15	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
—	位置情報端末機の貸し出し需要が低下し、多様な見守り機器が普及したことを受け、認知症高齢者等保護支援事業の廃止を決定した。

取組の課題
令和6年度をもって事業を廃止した。

今後の方針
令和6年度をもって事業を廃止した。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.5	取組名：認知症ケアパスの普及啓発（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：56

9期計画P.111

取組概要
認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるようにすることを目的として、認知症に関する情報や、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れを示した「認知症あんしんガイドブック」を作成し配布します。 認知症サポーター養成講座や研修会等の際、配布説明することで高齢者や家族だけでなく、市民全体の認知症に関する知識向上を図ります。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	認知症ケアパスは、計画に基づき認知症サポーター養成講座や研修会、窓口等で配布し、認知症に関する知識、相談先、ケアのポイント等について情報提供することができた。また、新たな取り組みとして、医療機関からの配布体制を整備するとともに、企業連携により生命保険会社の社員が個別配布を行う仕組みを構築した。市民が多様な場面で認知症の情報に触れられる体制づくりを進めることができた。

取組の課題
新たな認知症観や認知症との共生に向けて、市や地域で提供できるサービスも変わってきており、定期的に内容の見直しが必要である。

今後の方針
内容の見直しに向けて、認知症地域支援推進員とともに検討を行う。新たな配布先の検討や内容の評価方法について検討していく。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.6	取組名：認知症カフェ（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：57

9期計画P.111

取組概要
認知症の人やその家族、地域の方や介護・医療関係者等、多様な人が出会い、つながり、交流を広げ、集う人たちが互いに学び、支え合う関係を深めていける場として、市内で開催されています。 レクリエーションや講話など本人の生活意欲の向上のための企画や専門職による介護者への相談支援、地域の人の認知症理解のための啓発などを行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
認知症カフェ開催数（回）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	90	95	106%	95	95	100%	100	—	—

指標②	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
認知症カフェ延べ参加者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	1,350	1,037	77%	1,425	1,139	80%	1,500	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	広報つくば及び市主催の認知症関連のイベントにて周知を行ったことで、認知症カフェへの参加者数を前年比で102名増加させることができた。広報つくば11月号での記事掲載や各種イベントでの周知、また認知症支援メールでの具体的な実施内容の掲載を開始したことなどが参加者増加の要因と考えられる。 加えて委託者懇談会の開催により、各カフェの開催状況や参加者増加に向けた周知方法について委託者間での情報共有ができたことで、運営の見直しや改善に繋がる機会の提供ができた。

取組の課題
認知症カフェについては、市民がより気軽に継続して参加できるよう、現状の運営形態や開催場所の見直しが課題となっている。

今後の方針
市民がより気軽に継続して参加できるよう、委託カフェの運営後方支援を継続しながら、地域においてさらに多くのカフェ開催を支援し、誰もが参加しやすい環境の整備を目指す。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第1節	在宅高齢者・家族介護者の支援の充実
1-2	家族介護者の支援	
No.7	取組名：介護事業所等関係者に対する情報提供（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：58

9期計画P.111

取組概要
在宅介護を支援する介護支援専門員（ケアマネジャー）等に対して、各介護事業所の運営状況及びインフォーマルの地域資源に関する情報の集約と提供を、つくばケアマネジャー連絡会等を通して行います。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	介護支援専門員等が、介護保険サービス及びインフォーマルな地域資源の情報を取得できるよう、市のホームページや冊子で共有できており、利用者のケアマネジメントに活用できている。

取組の課題
市のホームページや冊子の情報をケアマネジャーと共有し、ケアマネジメントに活用できるようにする。新規の社会資源情報についての共有方法を整備していく必要がある。

今後の方針
介護保険サービス及びインフォーマルな地域資源の情報の整理を継続するとともに、情報共有の体制を整備していく。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第2節 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実

2-1 日常生活に必要なサービスの充実

No.1 取組名：高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）

担当課：高齢福祉課 通しNo.：59 9期計画P.112

取組概要									
75歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯に対して、日常生活を送る上で自ら行うことが困難な軽作業（部屋の掃除・窓ふき・電球の交換等）を市に協力を申出している事業所に依頼した際にかかる費用の一部を助成します。 対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。									

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）助成券交付者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	1,200	1,288	107%	1,250	1,322	106%	1,300	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	日常生活を送る上で、自ら行うことが困難な部屋掃除や草取り等の軽易な作業を協力事業所（市内4事業所）に依頼した際にかかる費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活を支援し、高齢者の在宅福祉の増進に寄与できた。

取組の課題
助成券の利用人数は488人(交付者の約37%)であり、使い方がわかりにくい、依頼時期や内容により、速やかに作業の対応ができない等の要因が考えられる。

今後の方針
対応できる事業所を増やすために、事業所に事業周知・登録勧奨の通知を送る。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第2節 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実

2-2 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実

No.1 取組名：緊急通報システム事業

担当課：高齢福祉課

通しNo.：60

9期計画P.113

取組概要

ひとり暮らし等の高齢者の日常生活での健康不安を解消するため、ペンダント型無線発信機や緊急通報機器一式を貸与し、また、急病等緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。

利用できる方は、概ね65歳以上で病弱又は、重度の身体障害のあるひとり暮らしの方、75歳以上のひとり暮らしの方です。

高齢者等の不安を解消するとともに生活の安全を確保することを目的としています。

事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
緊急通報システム利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	200	201	101%	205	183	89%	210	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	緊急通報システムの通報、お伺い電話等の詳細な記録を残すことで、救急搬送だけではなく、入院・入所等も把握することができ、ひとり暮らし高齢者の不安解消、生活の安全の確保に寄与できた。

取組の課題

毎年、入院入所による撤去者数は一定数ある。在宅での生活に不安を抱える対象者の利用促進が進むように、引き続き事業周知を行う必要がある。

今後の方針

安否確認事業の一つとして、より多くの高齢者の不安を解消できるように制度の内容の見直しを行う。積極的な事業の周知を行い、利用者数の増加を図る。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第2節 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実

2-2 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実

No.2 取組名：愛の定期便事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：61 9期計画P.113

取組概要
70歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消を図るため、週に3回まで、乳製品を手渡しで配達します。 乳製品は市に協力を申出している事業所が配達します。 今後も利用条件や事業周知について検討し、ひとり暮らし高齢者の安否確認・健康維持・孤独感の解消に寄与していきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
愛の定期便実利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	45	40	89%	45	36	80%	45	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	ひとり暮らし高齢者の健康保持や定期的な安否確認による不安解消に寄与できた。

取組の課題
協力店の減少と配達不可の地域があることから、利用を希望する方がいてもサービスを提供できないケースがある。

今後の方針
他の安否確認事業との調整を行いながら、事業の方向性の見直しを行う。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第2節 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実

2-2 ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実

No.3 取組名：宅配食事サービス事業

担当課：高齢福祉課

通しNo.：62

9期計画P.113

取組概要

心身の障害などの理由で、調理や買物が困難なひとり暮らし高齢者等に対して、高齢者向けのお弁当を調理している委託業者が、利用者の希望の曜日に夕食を手渡して配達することにより、安否確認と健康維持を図っています。

今後も本事業を必要としているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への周知のため、対象者だけでなく民生委員や介護支援専門員（ケアマネジャー）等幅広く周知を行い、サービスの普及に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
宅配食事サービス実利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	130	98	75%	140	102	73%	150	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
C	65歳以上のひとり暮らしの方及び高齢者世帯に希望の曜日（週1日～週7日）に食事を配達し、配達時に不在だった場合、本人や親族等に連絡を取り、安否確認を行い、健康保持に寄与することができた。 年間の延べ利用人数は1,222人、延べ配食数は18,276食。

取組の課題

利用者が安否確認目的の事業であることの認識が薄く、弁当配達時に連絡なしで不在にする方も多く対応に苦慮している。

今後の方針

安否確認事業であることの周知を徹底する。また、キャンセルの方法や不在時の安否確認についてサービス開始時に丁寧に説明する。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.4	取組名：救急医療情報便ツクツク見守りたい	

担当課：福祉政策課

通しNo.：63

9期計画P.113

取組概要
高齢者・障害者・日常生活で健康に不安を抱えている方が、自宅で体調が悪くなり救急車を呼んだ際に、救急隊員等が迅速な処置を行えるよう、救急時の備えとして、医療情報や緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」を、自宅の冷蔵庫に貼っていただきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	福祉政策課の窓口や各窓口センター、地域包括支援センターにおいて、希望者に配布している。また、民生委員が高齢者台帳調査や定期訪問の際に、ひとり暮らしの高齢者世帯等の必要な方に配布している。

取組の課題
医療情報及び緊急時の連絡先などを記入した「救急医療情報便」の情報が最新のものに更新されていないケースがあり、救急隊に活用されている事例が少ない。また、救急隊の職員の認知度も低い。

今後の方針
ポスターによる市民への周知の他、民生委員と連携し医療情報の更新についても呼びかけを行う。また、救急隊の職員への周知も行う。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.5	取組名：傾聴ボランティア事業（再掲）	

担当課：地域包括支援課

通しNo.：64

9期計画P.113

取組概要
ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな高齢者などへの交流の場の提供として、傾聴ボランティアが自宅に伺い、傾聴を通じた交流を行います。 高齢者の閉じこもり予防の効果をすることができ、高齢者が住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し介護予防につながる取組を推進します。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
傾聴ボランティア延べ利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	100	286	286%	100	328	328%	100	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	幅広く広報を行い、利用者数が増加した。また、令和6年度ボランティア稼働率58%から令和7年度は79%に上がり、ボランティア、利用者共に社会的交流の機会を得られ、介護予防に繋がった。

取組の課題
事業の利用者の増加とボランティア活動が活性化するために、継続的な広報活動を行うと共に、新たなボランティアの育成を図る必要がある。

今後の方針
幅広い広報活動を継続し、事業の利用者数の更なる増加を目指す。 また令和8年度はボランティア養成講座を開催し、ボランティア登録者及び実活動者の増加を目指す。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.6	取組名：養護老人ホーム入所措置	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：65

9期計画P.113

取組概要
環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者で、入所の判定が妥当であると認められた場合に、養護老人ホームへの入所手続きを進めています。 入所の判定は、入所判定委員会を開催しています。引き続き、速やかに適切な対応ができるよう体制づくりに努めていきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	養護老人ホームに入所中の1名の保護措置費の支払など施設担当者と連携を図って対応し、措置入所者の生活の安定に寄与することができた。 数値による評価が適していない事業であり、利用者は少ないものの事業の目的を果たすことができているのでC評価とする。

取組の課題
高齢者を取り巻く環境の変化により利用実績は少ないものの、虐待や経済的困窮など措置が必要となる事案に備え、制度を維持していく必要がある。

今後の方針
環境上の理由及び経済的な理由により養護を受けることが困難な65歳以上の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定を確保するため、速やかで適切な対応ができるような体制づくりに努める。

施策目標	第4章	生活支援の推進
施策方針	第2節	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯への支援の充実
2-2	ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の見守りの充実	
No.7	取組名：資金等貸付事業	

担当課：社会福祉協議会

通しNo.：66

9期計画P.114

取組概要
経済的な困窮を含めた深刻な生活課題に関しては、地域包括支援センターなどとの連携のもとに、社会福祉協議会の資金貸付事業等（生活福祉資金・小口資金貸付・生活困窮援助物資支給）により、要件に該当する世帯へ支援を行います。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	小口資金貸付事業 相談件数 558件 貸付49件、463,000円 生活困窮援助物資支給事業 相談件数 481件 支援件数 159件（1,294kg） 茨城県生活福祉資金 相談件数 499件 申請0件 貸付決定0件（0円）

取組の課題
ア 小口資金貸付事業も、緊急援助物資支給事業も昨年度と同様の利用がされている状況である。 イ 事業を利用している生活困窮世帯は複合的な課題を抱えていることが多いため、債権回収を慎重に進める必要がある。

今後の方針
高齢者独居世帯、高齢者がいる世帯で生活困窮の他に障害・幼児・児童養育の問題、DV等の複合的な生活課題を有する世帯への支援や被保護者に対する支援について、社会福祉課担当ケースワーカーや生活・自立サポートセンター（つくば市自立相談支援機関/受託）、関係部署と連携調整を密にした支援を実施する。今後は包括的な支援が求められるとともに、貸付資金の使途を明確にするなどの透明性も求められる。令和8年度より、小口資金貸付事業と緊急援助物資支給事業は緊急生活支援事業として一本化されるため、困窮している世帯に対し、丁寧にヒアリングを行ない、資金貸付か、食糧支援か、世帯の状況に応じて支援の方法を検討することも求められる。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第3節 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実

3-1 外出支援の充実

No.1 取組名：高齢者タクシー運賃助成事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：67 9期計画P.115

取組概要
65歳以上のひとり暮らし高齢者、または70歳以上の高齢者世帯、または市民税非課税世帯に属する70歳以上、80歳以上の高齢者に対して、外出するためのタクシー運賃の一部を助成します。 利用券は、市に協力を申し出ている事業所のタクシーを利用した時に使用できます。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者タクシー運賃助成券交付者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	2,700	4,236	157%	2,850	4,559	160%	3,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	高齢者の外出支援、社会参加に役立つことができた。

取組の課題
移動支援を必要としている高齢者へ情報が届くよう、周知方法を検討していく必要がある。

今後の方針
引き続き、移動支援を必要としている高齢者への周知のため、市報などの他に民生委員などに周知を促していく。また、市民ニーズに対応できるように対象者や利用の仕方について検討していく。

施策目標	第 4 章	生活支援の推進
施策方針	第 3 節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.2	取組名：福祉有償運送事業	

担当課：高齢福祉課、障害者地域支援室

通しNo.：68

9 期計画P.115

取組概要
NPO法人等が、一人で公共交通機関等を利用することが困難な障害者や高齢者を対象に行う有償移送サービスです。 市内には福祉有償運送事業者が 4 団体あります。 つくば市福祉有償運送運営協議会では新規登録や更新登録等重要事項の決定や福祉有償運送の必要性や安全の確保、サービス内容を含めた事項について協議し、了承された団体が国土交通省へ申請をし、許可を得ています。 事業者が継続して運営できるよう引き続き支援を行うとともに、今後の運営支援について検討していきます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
福祉有償運送実利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	570	663	116%	590	779	132%	610	—	—

指標②	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
福祉有償運送延べ利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	2,500	3,705	148%	2,600	3,586	138%	2,700	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	4 月に福祉有償運送事業補助金交付申請を受付、3 事業者に対し交付決定を行った。3 月の実績報告書提出に基づき、事業所に補助金を交付することで運営を支援し、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進を図ることができた。前年度に登録した新規団体が活動を開始したこともあり、利用者数が増加した。

取組の課題
利用者が増え、需要に対し供給が追いつかなくなる懸念がある。

今後の方針
引き続き、利用者数に応じた補助金交付のほか、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催することにより、事業者が継続して運営できるように支援を行っていく。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第3節 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実

3-1 外出支援の充実

No.3 取組名：高齢者移動支援担い手育成事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：69 9期計画P.115

取組概要									
既存の福祉有償運送団体及びボランティア輸送団体の支援をするほか、移動支援に興味を持っている市民が実際に支援を始めるための一助とするため、福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を市が主催します。 事業や福祉有償運送、ボランティア輸送を広く周知し、団体の活動を支援していきます。									

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者移動支援担い手育成事業利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	15	14	93%	15	14	93%	15	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	福祉有償運送の運転者となる場合に受講が必要な運転者講習会を行うことで移動支援に興味を持っている市民が実際に活動を始める支援を行った。11月に運転者講習会を実施し、定員15名に対して14名が参加した。

取組の課題
つくば市役所内で運転者講習会を行える事業所がつくば市内だけでなく近隣市にもなくなってしまったため、講習会の継続に課題がある。

今後の方針
県外を含め、運転者講習会を行える事業所を選定し、事業を継続できるよう調整する。

施策目標	第 4 章	生活支援の推進
施策方針	第 3 節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.4	取組名：高齢者運賃割引証の交付	

担当課：総合交通政策課

通しNo.：70

9 期計画P.116

取組概要
65歳以上のつくば市民を対象に、高齢者運賃割引証を交付し、つくバス、つくタク及びつくばね号の運賃の割引（半額）を行っています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	【取組状況】 交付対象者から申請があった際は、遅滞なくその場で割引証の交付を行っている。また、つくスマアプリを活用した電子版の高齢者運賃割引証の発行も行っている。 【評価の根拠】 令和 7 年度つくば市高齢者運賃割引証交付件数 1,312件 令和 7 年度つくバス高齢者運賃割引証発行件数 178件 順調に周知が進んでいるためB評価とする。

取組の課題
特になし。

今後の方針
関係各所と連携し、引き続き交付を行う。

施策目標	第 4 章	生活支援の推進
施策方針	第 3 節	高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実
3-1	外出支援の充実	
No.5	取組名：高齢者運転免許自主返納支援事業	

担当課：防犯交通安全課

通し No.：71

9 期計画P.116

取組概要
高齢者の交通事故防止対策として、65歳以上の高齢者が自主的に運転免許を返納した場合に「つくバス」の乗車券や「PASMOカード」を交付し、運転免許返納の促進を図っています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	指標を設定することが難しいため、前年度の実績値を評価基準とする。 令和 7 年度の返納者数は、前年度より増加傾向で推移しているため B 評価とする。 返納者：令和 7 年度 381人 令和 6 年度 327人

取組の課題
車が生活に欠かせない移動手段となっている高齢者が多いため、公共交通機関の整備が必要である。

今後の方針
高齢者による交通事故を未然に防止することを目的に、今後も積極的に高齢者運転免許自主返納支援事業を推進する。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第3節 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実

3-1 外出支援の充実

No.6 取組名：高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：72 9期計画P.116

取組概要									
自動車に代わる移動手段の確保、高齢者の社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防の推進のため、市の交通安全講習会を受けた65歳以上の方に電動アシスト自転車および自転車用ヘルメットの購入費の補助を行います。 事業を広く周知し、利用しやすい制度や内容の検討を行っていきます。									

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高齢者電動アシスト自転車等 購入費補助事業利用者数 (人)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	560	225	40%	560	190	34%	560	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
D	電動アシスト自転車等を購入する際の費用の一部を補助することにより、高齢者の自動車に代わる移動手段の確保、社会参加の促進、心身の健康増進、介護予防を推進することができた。また、令和6年度から対象年齢を70歳以上から65歳以上に引き下げ、令和7年度から、オンライン講習会を導入した。 交通安全講習会申込者数289人、参加者数231人 補助金申請数200件、実績報告数190件

取組の課題
交付者数が減少傾向にあるため、事業の周知に取り組む必要がある。

今後の方針
交通安全講習会の参加要件や申請方法、広報の仕方を検討し、交付者数を増加させる。

施策目標 第4章 生活支援の推進

施策方針 第3節 高齢者の移動手段の確保と買物支援の充実

3-2 買物支援の充実

No.1 取組名：つくば市高齢者等買物支援事業

担当課：高齢福祉課 通しNo.：73 9期計画P.117

取組概要
身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の買物が困難な状況に置かれた高齢者等に対して、見守り等を行いながら移動販売事業を行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
つくば市高齢者等買物支援事業利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	36,000	36,500	101%	36,000	35,500	99%	36,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	市内3ルート（大穂店、万博記念公園駅前店、学園の森店）、延べ143か所（実114か所）で販売を実施した。また、令和7年7月には学園の森店のルートの見直しを行い、延べ142か所（実113か所）に変更した。

取組の課題
一部ルートの運行スケジュールが過密になっており、ニーズの高い地域での十分な販売時間の確保のため、適切な利用状況の把握による実態に即したルートの見直しが必要になっている。

今後の方針
よりニーズの高い地域で販売ができるよう、利用者が減少している場所については、区長と協議の上、休止等の検討を行う。また、買物以外にも集いの場等として活用ができるよう周知の強化を行う。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第1節	ニーズに合わせた多様な住まいの供給
1-1	賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化	
No.1	取組名：有料老人ホームの供給と適正化	

担当課：介護保険課

通しNo.：74

9期計画P.119

取組概要
有料老人ホームの市民ニーズを把握し、ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。運営事業者は、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。 また、高齢者への市内の有料老人ホームの情報提供も推進します。 ・つくば市有料老人ホーム設置運営指導要項の運用 ・つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針の運用の徹底 ・市内有料老人ホームの情報提供 ・運営実態把握のための立入検査

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	市内有料老人ホームについて、立入検査（定期検査）を1件実施した。また、新規事業者に対して、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき指導を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
市内有料老人ホームにおいて、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を遵守し、適切な運営が行われるように、引き続き指導・助言を行っていく必要がある。

今後の方針
引き続き、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」等を遵守するよう指導・助言を行う。

施策目標 第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）

施策方針 第1節 ニーズに合わせた多様な住まいの供給

1-1 賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化

No.2 取組名：サービス付き高齢者向け住宅の供給と適正化

担当課：介護保険課、住宅政策課

通しNo.：75

9期計画P.120

取組概要
有料老人ホームの供給と同様に、市民ニーズに応じた住宅供給を行うことを目標とします。 住宅運営事業者は、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項」及び「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」を遵守するものとし、さらに、住宅の安定的かつ継続的な事業運営を確保するため、より質の高い運営に向け努力するよう市が指導・助言を行います。 ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項の運用 ・つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針の運用の徹底 ・市内サービス付き高齢者向け住宅の情報提供 ・運営実態把握のための立入検査

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	【介護保険課】 市内サービス付き高齢者向け住宅について、立入検査（定期検査）を3件実施した。計画どおり事業を推進しているためB評価とする。 【住宅政策課】 登録申請のあった住宅について、「高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」及びつくば市の事務取扱要項に基づき内容の審査を実施している。令和7年度の新規登録及び更新のための審査はなかった。

取組の課題
【介護保険課】 市内サービス付き高齢者向け住宅において、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」等を遵守するよう引き続き指導・助言を行う必要がある。 【住宅政策課】 特になし。

今後の方針
【介護保険課】 引き続き、「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」等を遵守するよう指導・助言を行う。 【住宅政策課】 引き続き登録申請のあった住宅について、審査を実施する。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第1節 ニーズに合わせた多様な住まいの供給
1-1	賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化
No.3	取組名：介護保険事業所の整備と方針

担当課：介護保険課

通しNo.：76

9期計画P.120

取組概要
高齢者居宅生活支援事業の用に供する介護保険事業所について、日常生活圏域ごとの実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	以下のとおり、介護サービス事業所の新規指定を行った。 居宅介護支援：3事業所 訪問介護：2事業所 訪問看護：4事業所 通所介護：1事業所 地域密着型通所介護：2事業所 順調に整備を進めているため、B評価とする。

取組の課題
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、居宅サービスを充実させていく必要がある。

今後の方針
引き続き、関係機関との協力体制を拡充し、日常生活圏域ごとの実情に応じた介護サービス提供体制の整備に努める。

施策目標 第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）		
施策方針 第1節 ニーズに合わせた多様な住まいの供給		
1-1 賃貸住宅、老人ホーム及び施設の供給と適正化		
No.4 取組名：高齢者への市営住宅の供給		

担当課：住宅政策課

通しNo.：77

9期計画P.120

取組概要	
真に住宅に困窮する高齢者世帯に対しては、市営住宅抽選時の優遇措置などにより、高齢者世帯等の居住の安定確保に努めます。 高齢者単身世帯の増加に備えるため、建替えなどの際に、2DK以下の住宅を整備することを検討します。	

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	令和7年度の市営住宅の入居については、年4回の定期募集（公募）を実施し、入居件数28件のうち高齢者世帯（高齢者単身世帯含む）は12世帯。 高齢者世帯に対しては、応募が重複した場合の抽選時に優遇措置を実施している。

取組の課題	
特になし。	

今後の方針	
市営住宅の入居について、高齢者世帯に対しては、引き続き抽選時の優遇措置を実施する。また、高齢単身世帯の入居希望者が増加しているので、既存の市営住宅の募集時に、単身入居可能住宅の割合を増やすことを検討する。	

施策目標	第 5 章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第 2 節	適切な住まいに入居できるための情報提供の支援
2-1	民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供	
No.1	取組名：つくば市民間賃貸住宅情報提供事業	

担当課：住宅政策課

通し No.：78

9 期計画P.121

取組概要
公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会土浦・つくば支部と協定を締結し、高齢者のみの世帯など、住宅に困窮する者に対し、低額家賃の民間賃貸住宅の情報を提供します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	低額な民間賃貸住宅の情報を窓口で提供している。 令和 7 年度 情報提供件数24件

取組の課題
特になし。

今後の方針
市営住宅の案内に加え、希望により低額な民間賃貸住宅の情報を保有する協力不動産業者の一覧を提供する。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第2節	適切な住まいに入居するための情報提供の支援
2-1	民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供	
No.2	取組名：居住支援団体等の情報提供	

担当課：住宅政策課

通しNo.：79

9期計画P.121

取組概要
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、茨城県の審査を経て登録された民間の居住支援法人やセーフティネット住宅の情報を提供することで、高齢者等の住宅確保要配慮者が適切な住宅の選択ができるように支援します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	セーフティネット住宅等の情報を窓口や電話案内により提供した。

取組の課題
特になし。

今後の方針
市営住宅の案内に加え、希望により低額な民間賃貸住宅の情報を保有する協力不動産業者の一覧を提供する。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第2節	適切な住まいに入居できるための情報提供の支援
2-1	民間賃貸住宅への入居支援と住み替え住宅の情報提供	
No.3	取組名：住宅資産を活用した住み替え制度等の情報提供	

担当課：住宅政策課

通しNo.：80

9期計画P.121

取組概要
高齢者が所有する住宅資産を活用し、希望する高齢者向け住宅等に住み替えるために、一般社団法人移住・住み替え支援機構によるマイホーム借上げ制度や独立行政法人住宅金融支援機構の高齢者向け返済特例制度の情報提供を行います。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	市の窓口へ案内パンフレットを備えつけるとともに、市のホームページにおいて、「住まいの情報リンク集」内で情報提供を実施している。

取組の課題
特になし。

今後の方針
引き続き情報提供を実施する。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第3節	安全安心な居住環境の確保
3-1	高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進	
No.1	取組名：住宅改修（バリアフリーリフォーム）の促進	

担当課：介護保険課

通しNo.：81

9期計画P.122

取組概要
高齢者が安心して快適な生活を営むことができるよう、自宅で居住する高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための住宅改修を促進します。 高齢者と日々接している介護・福祉・保健医療の専門家（ケアマネジャー等）と、住宅改修の内容を相談し、改修費用の金銭的負担の軽減を行います。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
A	申請内容を精査し、高齢者の状況に応じた住宅改修を行えるよう関係者との連絡調整を行った。また支給件数が前年度比で増加しており、高齢者の暮らしを支えるサービスとして事業運営ができています。

取組の課題
住宅改修の内容については、高齢者の自立した生活や介護しやすい環境を備えるための内容となるよう、ケースごとに精査する必要がある。

今後の方針
引き続きホームページや出前講座等で介護保険での住宅改修について周知を行うとともに、必要に応じた改修内容となるよう精査をしていく。

施策目標	第 5 章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第 3 節	安全安心な居住環境の確保
3-1	高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進	
No.2	取組名：市営住宅のバリアフリー化	

担当課：住宅政策課

通し No.：82

9 期計画P.122

取組概要
既存の市営住宅の大規模改修にあたっては、手すりの設置、屋内の段差解消等の配慮に努め、そのほか個別ニーズに対応した改修によりバリアフリー化を推進します。 市営住宅の建替えにあっては、高齢者等へ配慮した構造、間取り等とし市営住宅に相応しい住宅とします。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	社会資本整備総合交付金を活用した「第 2 次つくば市市営住宅長寿命化計画」に基づく市営住宅の大規模改修工事として、令和 7 年度は金田住宅 1 C 棟（18 戸）の浴室改修工事を実施し、床段差の小さい仕様とするとともに、手すりを設置した。

取組の課題
特になし。

今後の方針
令和 3 年（2021 年）3 月に策定した第 2 次つくば市市営住宅長寿命化計画の、改善事業の実施方針、建替え事業の実施方針に基づき、高齢者が安心・安全に居住できるように事業を進める。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第3節	安全安心な居住環境の確保
3-1	高齢者に適した居住環境を有する住宅の促進	
No.3	取組名：ユニバーサルデザインによる住まいづくりの普及啓発	

担当課：高齢福祉課

通しNo.：83

9期計画P.122

取組概要
誰もが安全で安心して快適に住み続けられる住宅を普及させるため、つくば市ユニバーサルデザイン基本方針に基づき、啓発活動の実施に努めます。 また、実施に当たっては、米ノースカロライナ州立大学併設の研究機関のロナルド・メイスらが提唱したユニバーサルデザインの7原則に配慮します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	高齢者や介護サービス事業者などからの問い合わせに対し、つくば市ユニバーサルデザイン基本方針により情報提供している。計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
ユニバーサルデザインの基本方針の普及のために、市民、事業者等との連携を行っていく必要がある。

今後の方針
関係部署と連携し、「つくば市ユニバーサルデザイン基本方針」に基づき啓発活動を推進していく。

施策目標	第5章 高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第3節 安全安心な居住環境の確保
3-2	安心した日常生活を営むための地域支援体制の構築
No.1	取組名：高齢者居宅生活支援体制の確保

担当課：高齢福祉課

通しNo.：84

9期計画P.123

取組概要
4章「生活支援の推進」の中で、日常生活に必要なサービスの充実や、ひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実を目的とした事業について示しています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	布団丸洗い乾燥事業、つくば市高齢者日常生活支援事業（すけっとくん）、緊急通報システム事業、つくば市宅配食事サービス事業等を実施し、日常生活に必要なサービスの充実やひとり暮らし・高齢者世帯の見守りの充実を図れた。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。 （参考）各事業の詳細：通しNo.50、59、60、62

取組の課題
高齢者福祉計画に内包する「つくば市高齢者居住安定確保計画」の部分であるため、詳細な記載はしない。（各事業の課題、方針については、通しNo.50、59、60、62で記載）

今後の方針
高齢者福祉計画に内包する「つくば市高齢者居住安定確保計画」の部分であるため、詳細な記載はしない。（各事業の課題、方針については、通しNo.50、59、60、62で記載）

施策目標	第 5 章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第 4 節	災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり	
No.1	取組名：耐震改修の促進	

担当課：建築指導課

通し No.：85

9 期計画P.124

取組概要
耐震性の低い住宅では、地震による被害が大きくなり、生命が脅かされる危険性が高くなります。 高齢者の生命、財産を守るために、木造住宅耐震診断士の派遣や木造住宅耐震改修費補助により昭和56年以前に建築された旧耐震基準による住宅を主な対象として耐震改修の促進を図ります。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	耐震診断士派遣事業及び耐震改修費補助事業に関して、市報、ホームページに募集案内を掲載している。 令和 7 年度の耐震診断士の派遣件数は募集枠10件に対して10件、耐震改修費補助の実施は募集枠 3 件に対して 1 件となっているため、概ね計画どおりに進んでいるとして評価Cとする。

取組の課題
住宅の耐震化に関する情報が広く行き届き、理解が深まるよう普及啓発を図る必要がある。

今後の方針
揺れやすさマップにより地震の震度が高いと想定され、旧耐震の建築物及び高齢者世帯が多い地域において、区会配布等の啓発を行う。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第4節	災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり	
No.2	取組名：家庭でできる地震対策の普及	

担当課：危機管理課

通しNo.：86

9期計画P.124

取組概要
災害時に自身の身や財産を守るため、家具の転倒防止対策や窓ガラスの飛散防止対策など、家庭でできる安全対策の普及に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	ホームページ、市報、つくスマ、登録制メール等による周知のほか、出前講座や防災イベントにおいて、家庭での地震に対する安全対策に関する啓発を実施した。計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
地震から身を守るには自助による対策が重要であるため、市民の防災意識を向上させ、安全対策を行う家庭をさらに増やしていく必要がある。

今後の方針
市民の防災意識を向上させるため、様々な情報伝達手段や啓発機会を利用し、引き続き効果的な啓発活動を継続する。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第4節	災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり	
No.3	取組名：介護施設等の災害・感染症対策の強化	

担当課：介護保険課

通しNo.：87

9期計画P.125

取組概要
大地震等を想定した介護施設等の耐震対策、非常食の確保の義務付け、緊急時の連絡体制の整備等を中心に災害対策を整備し、電気・水道などインフラ等が停止した場合でも対応できる施設整備に努めます。 介護保険施設等運営指導実施時には避難訓練の実施記録や、非常口の確保、消火器の使用期限、スプリンクラーや自動火災報知設備、火災通報装置等の消防用設備の点検状況の確認・指導を行います。 また、災害・感染症発生時に必要な介護サービスが継続して提供できるように、令和6年度から義務付けられた業務継続計画（BCP）の策定について助言・支援を実施していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	施設の大規模改修・修繕等について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の周知を行い活用を促した。 また、介護施設等の指導監査時に防火対策やBCPの策定状況の確認を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
補助金額には上限があり、また事業者の自己負担もあるため、災害対策が充分にできない場合も出てくる。国・県からの補助金等の情報を適切に周知し、事業所のニーズに応えられるよう手続きをすすめ、災害対策を促進する。

今後の方針
引き続き、状況に応じた災害対策ができるよう支援していく。

施策目標	第5章	高齢者の住まいの確保と災害対応の強化（つくば市高齢者居住安定確保計画）
施策方針	第4節	災害に強い住まいづくり
4-1	災害に強い住まいづくり	
No.4	取組名：つくば市避難行動要支援者制度	

担当課：福祉政策課

通しNo.：88

9期計画P.125

取組概要
東日本大震災の教訓による災害対策基本法の改正を受け、災害時の避難の際に自力での避難が困難であり、支援が必要な方（避難行動要支援者）を対象とする「避難行動要支援者名簿」を作成し、随時更新していきます。 この名簿に基づき、要支援者本人の同意により平常時から警察機関、消防機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報（氏名、住所、連絡先、避難支援を必要とする事由等）の提供を行い、災害に備えた個別避難計画の作成や日頃の見守りに活用します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	複数回の訪問や荷電等を行ったことにより、災害ハザードエリア（洪水・土砂災害）に居住する避難行動要支援者の支援体制を整備することができた。また、庁内部署の障害・介護のデータと突合し、避難行動要支援者の施設等への入所データを精査したことで、対応すべき避難行動要支援者を絞り込むことができた。

取組の課題
名簿登録者のうち毎年600～700名ほどが新規登録、死亡、転出、施設入所等の理由で入れ替わるため、個別避難計画の作成の推進が難しい。また、個別避難計画の作成依頼の通知を送付しているが、返答率は60%程度である。

今後の方針
独居の高齢者、障害者世帯など支援者が身近にいない方を優先して個別避難計画の作成を推進する。また、個別避難計画の作成依頼の通知への未返答者については、引き続き訪問を実施し、制度の説明と併せて個別避難計画の作成を推進する。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-1	適切な介護サービス事業所の整備の推進	
No.1	取組名：介護事業所・施設の整備	

担当課：介護保険課

通し No.：89

9 期計画P.127

取組概要
介護保険事業計画に基づいて、必要な介護事業所・施設を整備していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	9 期計画に基づき、前年度に選定できなかった特定施設入居者生活介護（1事業所）及び看護小規模多機能型居宅介護（1 事業所）の公募を実施したものの、応募がなく選定に至らなかった。前年度に選定された事業所については令和 8 年度の開設に向けて進捗状況を確認し必要に応じて補助金等の対応を行った。グループホームの 3 床増床については 7 年度に完了した。

取組の課題
建築価格や人件費の高騰により、整備事業者が集まりにくい傾向がある。

今後の方針
10期計画に向けて改めて検討を行う。

施策目標 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用

施策方針 第1節 介護サービス事業所の整備・質の向上

1-2 介護サービスの質の向上

No.1 取組名：要介護（支援）認定の適正化

担当課：介護保険課 通しNo.：90 9期計画P.127

取組概要
介護保険制度における要介護（支援）認定については、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行わなければなりません。また、認定申請受付後の認定調査及び、主治医意見書の入手を迅速に行うことが求められています。サービスを必要とする被保険者に適正な認定を行うために、研修等を通じ、認定調査及び認定審査会における適正化、平準化に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
要介護(支援)認定審査数 (件)	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	6,800	5,531	81%	6,900	6,328	92%	7,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	申請後の手続きにおいて、基準に基づき、公平・公正に行った。 また、認定調査については、調査委託先事業者を増やすことで迅速な認定調査の実施を進めるとともに、介護認定審査会ではペーパーレス会議システムを導入し、審査会運営の事務効率化を図った。

取組の課題
年々増大する審査・判定件数について、介護認定審査会の運営効率化及び合議体の増設が求められる。併せて、介護認定審査会事務運営の更なる効率化が求められる。

今後の方針
ペーパーレス会議システムを活用した審査会運営手法の効率化を進めるとともに、介護認定審査会支援システムの改修を行う予定。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.2	取組名：介護予防ケアマネジメント事業	

担当課：地域包括支援課

通し No.：91

9 期計画P.127

取組概要
高齢者が要介護（支援）状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択（希望）に基づき必要な援助を行っています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについては、ガイドラインを介護支援専門員と情報共有を図りながら実施している。介護予防を目的とした支援が適切に行われており、利用者自らが必要な選択ができるよう支援体制の構築もできていることから、事業は計画通りに実施できている。

取組の課題
介護支援専門員の支援方針やアセスメント力について、経験による差が生じてしまうこと、また、介護予防の視点から社会資源との連携強化も課題である。

今後の方針
利用者主体のケアマネジメントがさらに向上するよう、介護支援専門員に継続してスキルアップ研修や事例検討会を実施する。また、社会資源を活用したマネジメントを行い、介護予防の充実を図っていく。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.3	取組名：ケアマネジメント等の適正化	

担当課：介護保険課

通しNo.：92

9 期計画P.127

取組概要
利用者の「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向け、居宅介護（介護予防）サービス計画について、介護支援専門員資格を有する市職員とサービス計画を作成した介護支援専門員がともに確認検証を行うことで、個々の利用者が真に必要なサービスを確保し、適正なケアプランの作成の推進に努めます。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
居宅介護（介護予防）サービス計画実確認数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	60	29	48%	60	55	92%	60	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	居宅介護支援事業所からケアプランを提出してもらい、プランを作成した介護支援専門員との面談による内容点検を行い、自立支援に資するプランとなっているかの確認を行った。 予定していた事業所を全て点検することができ、点検するプランを絞り込んで重点的な確認検証を行うことができたためB評価とする。

取組の課題
施設の大規模改修・修繕等について、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の周知を行い活用を促した。 また、介護施設等の運営指導時に防火対策やBCPの策定状況の確認を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

今後の方針
ケアマネジメントの適正化及び質の向上を目指すためには、継続してケアプランの確認検証を行っていく。

施策目標 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用

施策方針 第1節 介護サービス事業所の整備・質の向上

1-2 介護サービスの質の向上

No.4 取組名：住宅改修等の適正化

担当課：介護保険課

通しNo.：93

9期計画P.127

取組概要
住宅改修費の支給について、利用者宅の訪問調査や工事見積書の点検等を行います。 また、福祉用具の貸与や購入についても、貸与事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）への聞き取り調査等を行い、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
住宅改修等延べ確認数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	840	854	102%	840	865	103%	840	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	申請時等に事業者やケアマネジャーから聞き取り調査を行うとともに、必要に応じて訪問調査を行った。また、福祉用具の貸与や購入については、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を随時行っている。

取組の課題
利用者の身体の状態に応じた必要なサービスを提供するためには、継続して聞き取り調査等を行う必要がある。

今後の方針
引き続き、住宅改修や福祉用具の貸与や購入があった際には、利用者の身体の状態に応じた必要なサービス提供の確認を行う。

施策目標 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用

施策方針 第1節 介護サービス事業所の整備・質の向上

1-2 介護サービスの質の向上

No.5 取組名：事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化

担当課：介護保険課

通しNo.：94

9期計画P.127

取組概要
事業者のサービス提供及び介護報酬請求の適正化について、縦覧点検や医療情報との突合を実施し、すべての事業者がルールを順守したサービス提供及び介護報酬の請求ができるように支援及び指導しています。 介護給付費通知の送付を年2回行い、介護給付等に要する費用への理解を求めるとともに、利用者が受けたサービス等の確認を行います。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
医療情報との突合件数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	500	1,271	254%	500	1,588	318%	500	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	年間を通じて、県や国保連と連携し、事業者が適正なサービスを提供出来るよう指導を行った。また、利用者が受けたサービス等の確認及び介護給付等に要する費用への理解を求めため、介護保険利用者へ給付費通知を年2回発送した。

取組の課題
利用者の状況に応じた適正なサービスを提供するためには、関係機関と連携し、事業所等への指導や聞き取り調査等を行う必要がある。

今後の方針
引き続き、年間を通じて関係機関と連携し、事業所等への指導や聞き取り調査等を行っていく。給付費通知については、国の適正化主要事業から外れた事や近隣市町村の動向、費用対効果等を踏まえて廃止する。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.6	取組名：つくば市看取り介護給付金事業	

担当課：介護保険課

通し No.：95

9 期計画P.128

取組概要
人生の最終段階においても住み慣れた場所で暮らし続けたいという施設入所者の希望に対応し、対象施設における高齢者の看取り体制の推進を図ることを目的として給付金を交付します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	12施設、87名分の申請があり、給付金を交付した。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
高齢者の看取り体制を推進するため、引き続き周知が必要である。

今後の方針
引き続き、事業周知を継続し、施設の看取り体制の整備を促進する。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-2	介護サービスの質の向上	
No.7	取組名：つくば市要介護度改善ケア給付金事業	

担当課：介護保険課

通し No.：96

9 期計画P.128

取組概要
施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供に資することを目的とし、高齢者の要介護度が改善された場合に給付金を交付しています。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	8施設、13名分の申請があり、給付金を交付した。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供に資するため、引き続き周知が必要である。

今後の方針
引き続き、事業周知を継続し、施設職員の意欲向上及び良質な介護サービスの継続的な提供を促進する。

施策目標 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用

施策方針 第1節 介護サービス事業所の整備・質の向上

1-3 介護サービス事業所の指導・監査の強化

No.1 取組名：介護サービス事業所の指導及び監査

担当課：福祉政策課

通しNo.：97

9期計画P.128

取組概要

平成25年4月1日から、茨城県より、介護保険法等の事業所指定等に関する権限がつくば市に移譲されたため、市内の介護サービス事業所に対し、「介護給付等対象サービス」の質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的として、介護保険法第24条及び関係法令等の規定に基づき、指導及び監査を実施します。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
運営指導・監査数（件）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	60	119	198%	60	119	198%	60	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	年々、増加する介護サービス事業所に対応するため、介護保険法第24条及び関係法令等の規定に基づき、当初の年次計画数を上回る指導及び監査を実施した。

取組の課題

年々、細分化する監査項目と増加を続ける事業所数に対応して、指導及び監査を実施していく必要がある。

今後の方針

監査対象事業所に対応できるよう今年度と同程度数の監査を続けていく。
(参考)R8年度予定 127施設

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-4	介護人材の確保	
No.1	取組名：介護人材の処遇改善とキャリアアップの構築	

担当課：介護保険課

通し No.：98

9 期計画P.129

取組概要
賃金改善のための処遇改善加算や、介護職員の確保・定着につなげていくための介護職員等特定処遇改善加算に加え、令和 4 年度の介護報酬改定において、介護職員の収入を引き上げるため創設された介護職員等ベースアップ等支援加算により、更なる改善を行い、介護の担い手の育成と確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	事業者が介護職員等処遇改善加算を取得することで、介護職員の収入増加と人材確保に努めている。 事業所に算定方法や活用方法等について周知を行い、計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
算定要件の見直し等に応じて、適正な算定のため事業者へ周知が必要である。

今後の方針
引き続き、処遇改善加算の要件や算定方法等について事業所に周知し、介護職員の収入増加及び人材確保を図る。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-4	介護人材の確保	
No.2	取組名：つくば市介護職員就労スタートアップフォロー給付金	

担当課：高齢福祉課

通し No.：99

9 期計画P.129

取組概要
つくば市内の介護事業所等にて新規で勤務を開始した方又は長期離職から復帰した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	66名に給付金を交付した。 より広く介護事業所等を支援するため、令和 7 年度から対象職種および対象サービス種類の追加を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
事業が広く周知されるよう、つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡等様々な方法での広報を行っていく必要がある。

今後の方針
本市における良質な介護サービスを持続的に確保していくため、介護人材の確保をすることが急務となっている。つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡を通して事業の周知を充実させ、介護の担い手の育成と確保に努める。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-4	介護人材の確保	
No.3	取組名：つくば市介護職員キャリアアップ費用給付金	

担当課：高齢福祉課

通し No.：100

9 期計画P.129

取組概要
つくば市内の介護事業所等に勤務している方で、介護職員初任者研修または実務者研修を修了した方に対し、一定の条件を満たした場合に給付金を交付し、介護の担い手の育成と確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	16名に給付金を交付した。 より広く介護職員等を支援するため、令和 7 年度から対象研修種類の追加を行った。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
事業が広く周知されるよう、つくば市ホームページや広報紙への掲載、介護事業所への連絡等様々な方法での広報を行っていく必要がある。

今後の方針
利用者数の増加を目指し、スタートアップフォロー給付金とあわせて、事業の周知を行い、介護の担い手の育成と確保に努める。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減	
No.1	取組名：介護ロボット・ICT導入支援	

担当課：介護保険課

通し No.：101

9 期計画P.129

取組概要
移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援の場面において介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図る介護ロボット・ICTを導入する費用について県の補助制度の活用を促し、働きやすい職場環境の整備及び介護従事者の確保に努めます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	茨城県地域医療介護総合確保基金事業補助金（大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入に必要な経費）及び茨城県介護テクノロジー定着支援事業について周知を行い活用を促した。 計画どおり事業を推進しているためB評価とする。

取組の課題
県の補助金についての事業所への情報提供を充実させる必要がある。

今後の方針
引き続き、介護ロボット及びICTの導入を促し、介護従事者の負担軽減や業務の効率化を図っていく。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減	
No.2	取組名：文書負担の軽減	

担当課：介護保険課

通し No.：102

9 期計画P.129

取組概要
介護サービス事業者の事務手続に係る負担軽減のため、押印省略や電子申請の拡大などの取組を行ってきました。 介護保険法施行規則等の改正に伴い、第 9 期期間中には、指定申請等における標準様式の使用、「電子申請・届出システム」の利用が原則化されることから、利用開始に向けた対応を実施していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	電子申請・届出システムの活用、添付書類の簡略化により、事務手続きの負担軽減の取り組みを行った。

取組の課題
電子申請・届出システムを利用する事業者が増加傾向ではあるがまだ少数である。

今後の方針
システムの利用方法やメリットについて、継続的に発信を行い、利用を促していく。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減	
No.3	取組名：リスクマネジメントの推進	

担当課：介護保険課

通し No.：103

9 期計画P.130

取組概要
介護サービス事業所で発生した事故等については、事故報告書による報告の徹底を促すとともに、報告された事故情報の集計・分析を行い、介護現場に対する指導や支援等に活用していきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	前年度の事故報告書の集計結果をホームページに公表したことで、再発防止に寄与することができた。

取組の課題
報告書の提出が事故発生から 1 週間以上経過している事業所がみられる。

今後の方針
事業所に提出方法や提出期限について引き続き周知を行う。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 1 節	介護サービス事業所の整備・質の向上
1-5	介護現場の生産性向上と負担軽減	
No.4	取組名：ハラスメント対策の推進	

担当課：介護保険課

通し No.：104

9 期計画P.130

取組概要
令和 3 年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることが義務づけられたことを踏まえ、介護サービス事業所に対するマニュアルの周知等、ハラスメント対策の推進に向けた体制整備の支援・連携体制の強化を行う等、介護職員が安心して働くことができるよう、職場環境・労働環境の改善を図っていきます。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
C	運営指導において、ハラスメント対策の実施状況を確認するとともに、カスタマーハラスメントに関する事業所からの相談については随時対応を行った。

取組の課題
カスタマーハラスメントに関する相談が増加傾向にあり、相談体制の強化が必要になっている。

今後の方針
引き続き、事業所内のハラスメント対策の実施状況の確認や相談対応を実施するとともに、県の在宅ケアハラスメント相談窓口を適宜案内する。

施策目標 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用

施策方針 第2節 低所得者の利用負担等の軽減

2-1 低所得者の利用負担等の軽減

No.1 取組名：社会福祉法人による利用者負担額減免事業

担当課：介護保険課 通しNo.：105 9期計画P.131

取組概要
介護保険サービスを提供する社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得者で生計が困難である方の利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的にする制度です。 この制度は、社会福祉法人にも負担が生じるため、軽減の実施に関しては各社会福祉法人に任されています。 社会福祉法人が低所得者に対して利用者負担の軽減を実施する際には、市が該当する社会福祉法人に対して一定額を助成することで、利用者の負担軽減を図ります。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
社会福祉法人による利用者負担額減免実認定者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	41	67	163%	42	54	129%	43	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	低所得者の介護保険利用促進を目的に、社会福祉法人が市の助成を活用して利用者負担の軽減を自主的に実施した。周知の成果もあり多くの方の減免認定をすることができた。

取組の課題
継続して利用者負担を軽減するためには、社会福祉法人の協力が不可欠である。 また、利用促進のため制度について、引き続き市民やケアマネジャーへの周知が必要である。

今後の方針
引き続き利用者負担を軽減するため、制度の周知等を行うとともに、社会福祉法人に対して協力依頼を行っていくとともに、制度の利用促進のため、ホームページや広報など様々な媒体を利用して周知する。

施策目標 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用

施策方針 第2節 低所得者の利用負担等の軽減

2-1 低所得者の利用負担等の軽減

No.2 取組名：特定入所者介護（予防）サービス費事業

担当課：介護保険課 通しNo.：106 9期計画P.131

取組概要									
介護保険施設の入所又は短期入所を利用した場合に発生する介護費用以外の食費、居住費について、低所得者の世帯に対して過重な負担増により施設入所が困難になることがないよう、所得や預貯金等の資産状況に応じた定額の負担限度額を設けることにより、食費、居住費の一部を給付し負担軽減を図ります。									

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
特定入所者介護（予防）サービス実認定者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	1,400	1,413	101%	1,450	1,324	91%	1,500	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
B	更新手続きを円滑に進めることで、スムーズに認定証を発行し、対象者が介護保険施設やショートステイを利用したときの食費・居住費の利用者負担の軽減を図ることができた。

取組の課題
課税情報や預貯金の額により制度が該当するかどうか異なるため、利用者が引き続き制度を利用するためには、毎年更新手続きを行う必要がある。

今後の方針
更新手続きをスムーズに行うため、HP等で周知を行うとともに、利用者や事業書宛てに文書等でお知らせを行う。

施策目標 第6章 介護保険サービスの充実と制度の活用

施策方針 第2節 低所得者の利用負担等の軽減

2-1 低所得者の利用負担等の軽減

No.3 取組名：高額介護（予防）サービス費事業高額医療・高額介護合算サービス費事業

担当課：介護保険課 通しNo.：107 9期計画P.131

取組概要
高額介護（予防）サービス費は、介護保険サービスの利用者負担が著しく高額にならないように、世帯での負担合計が一定の上限（負担上限額）を超えた場合に、その超えた分を給付し、利用者負担を軽減する制度です。 また、高額医療・高額介護合算サービス費は、医療費と介護費の負担が著しく高額にならないように、医療費と介護費を合算した負担額が一定の上限を超えた場合は、その超えた分の払戻しを行う制度です。

指標①	令和6年度			令和7年度			令和8年度		
高額介護（予防）サービス、 高額医療・高額介護合算サ ービス延べ利用者数（人）	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率	計画値	実績値	比率
	25,000	25,862	103%	25,500	26,558	104%	26,000	—	—

評価	取組状況及び評価の根拠
A	利用者負担が高額になった方に、適切な申請勧奨を行うことで、サービス利用者に対してスムーズに費用の一部を助成し、利用者負担を軽減することができた。

取組の課題
介護保険制度に改正があった場合などは、すみやかに対象者へ周知する必要がある。

今後の方針
引き続き制度の説明を丁寧に行い、適切な申請勧奨や制度の周知を行う。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 3 節	介護保険料の減免・細分化
3-1	介護保険料の減免・細分化	
No.1	取組名：保険料の減免	

担当課：介護保険課

通し No.：108

9 期計画P.133

取組概要
介護保険制度での保険料の段階は、所得状況及び市民税の課税状況に応じて設定されていますが、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により、保険料の全部又は一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行います。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	納入通知書の裏面に記載している。また、ホームページ等で周知している。

取組の課題
減免制度について更なる周知が必要である。

今後の方針
引き続き、災害や心身の重大な障害、失業、生活困窮等により保険料の全部または、一部を納付することができない場合は、保険料の減免措置を行う。また、減免制度について、ホームページ、市広報紙など様々な広報媒体を利用し周知する。

施策目標	第 6 章	介護保険サービスの充実と制度の活用
施策方針	第 3 節	介護保険料の減免・細分化
3-1	介護保険料の減免・細分化	
No.2	取組名：保険料段階区分の細分化	

担当課：介護保険課

通し No.：109

9 期計画P.133

取組概要
第 9 期計画の令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の保険料段階区分について、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、引続き多段階化を実施します。

指標なし

評価	取組状況及び評価の根拠
B	保険料段階区分の細分化により、安定した収納率を得ている。

取組の課題
負担能力に応じた保険料設定となるよう必要に応じて、適切な細分化を検討する。

今後の方針
近隣市町村の動向を注視しつつ、適切な細分化を検討する。